

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の
導入モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者就労施設が行う生産設備の導入をモデル事業として、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図ることで、障害者の工賃向上及び経済的自立を促進するため、障害者就労施設が障害者の工賃向上に資する生産設備導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、「令和5年度障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業実施要綱」（令和6年3月1日付け障発0301第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する障害者就労施設が行う、障害者の工賃向上に資する生産設備の導入のモデルとなる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業は、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする障害者就労施設は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 障害者就労施設は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 当該補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときはすみやかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

3 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

4 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出し

なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付については、精算払とする。

（補助事業者の義務）

第11条 この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- （1）生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、成果報告書（様式第6号）に取りまとめ、知事に報告すること。
- （2）導入効果等についてホームページに公表するとともに、国や県のホームページ等での公表に同意すること。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第 13 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第 12 条で定める期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(成果の報告等)

第 15 条 知事は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に発表させることができるものとする。

- 2 補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察等を求める場合がある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象経費	基準額	補助率	軽微な変更
障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金、機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費 ※上記経費について、生産設備の更新により、工賃向上に資することが想定される場合には、補助対象とするが、単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象とならない。	1 施設又は事業所あたり上限 15,100 千円	当該経費の10分の10以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
事業所名
代表者名 印

令和 年度 山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する
生産設備の導入モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
 - (2) 積算内訳書（様式第 1 号の 3）
 - (3) 導入すべき生産設備の見積書
 - (4) その他参考となる書類

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 事業計画書

山梨県知事殿

申請日 令和 年 月 日

【基本情報】

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
提供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)	
職員数(常勤換算数)【「全職員の月間勤務時間数」÷「常勤職員の月間勤務時間数」にて算出(産休・育休、休職は除く)】	

【申請に当たっての確認事項】※3つの事項について記載内容を確認し、チェックすること。

- ☐ 厚生労働省等からの求めがあった場合は、障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業の公表等に対応する。
- ☐ 生産設備の導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。
- ☐ 生産設備を導入することにより、利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるものである。

1. 経費計画

(1) 国庫補助対象経費の実支出(予定)額 円
※実際にかかる費用の総額を記載

(2) 国庫補助基本額 円
※上限15,100千円【1(1)が15,100千円以下の場合は、1(1)の金額を記入】

(3) 国庫補助所要額 円
※【1(2)×1/2】にて算出(千円未満切捨)

(4) 主な生産設備の導入機器内容(複数選択可)

☐ 印刷製本設備 ☐ パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等
☐ その他()
※単なる生産設備の老朽化に伴う費用は補助対象にならない

2. 事業計画

(1) 生産設備を導入する目的

(2) 事業所が抱える課題

(3) 生産設備を導入する具体的な内容(概要)

(4) 生産設備を導入することによる効果(見込み)

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 積算内訳書

山梨県知事 殿

申請日 令和 年 月 日

【基本情報】	
法人名	
事業所名	
職員数(実数)	人
施設利用者数	人

実支出(予定)額: - 円

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入機器(内容)	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
合計				-	-

備考 (特別な事情等があれば記載)	
----------------------	--

※ 本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(PDFファイル)を添付すること。

様式第 2 号

障第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の
導入モデル事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、交付決定日から令和 7 年 3 月 10 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けな

なければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和 7 年 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第 3 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
事業所名
代表者名

印

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の
導入モデル事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
事業所名
代表者名

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 精算額 円

2 添付資料

- (1) 実績報告様式（様式第4号の2）
- (2) 積算内訳書（様式第4号の3）
- (3) 導入した生産設備の領収書、写真
- (4) その他参考となる書類

3 支払の方法

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義		

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 実績報告様式

【基本情報】

(1)対象の障害福祉サービス等事業所

事業所名 / 施設名	
事業種別	
法人名	
モデル事業の実施責任者	
連絡先	

(2)導入した生産設備

生産設備名	具体的内容	備考
1		
2		
3		
4		
5		

【報告にあたっての確認事項】 記載内容を確認し、チェックすること。

☐	複数の業者から見積書を徴した。
☐	生産設備を導入することにより、利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるものである。 (単なる生産設備の老朽化に対応するものではない)
☐	厚生労働省等からの求めがあった場合は、モデル事業の効果分析や事例の公表等に対応する。
☐	事例の報告に当たっては、実施に係る写真を添付していること。

【事業実績】

(1) 導入するにあたっての背景

ア 生産設備導入のきっかけ(事業所が抱えている課題等)

イ 生産設備導入による効果の見込み

(2) 事業所の取組内容

(3) 効果

ア 生産設備導入による、利用者の工賃・賃金の変化(効果)

イ 生産設備導入による利用者の声

ウ 生産設備導入によるお客様(顧客)の声

【資金実績】

(単位:円)

[illegible]

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 積算内訳書

山梨県知事 殿

報告日 令和 年 月 日

【基本情報】	
法人名	
事業所名	
職員数(実数)	人
施設利用者数	人

実支出(予定)額: - 円

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入機器(内容)	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
合計				-	-

備考 (特別な事情等があれば記載)	
----------------------	--

※ 本内訳書の資料として、導入した生産設備の領収書、写真を添付すること。

様式第 5 号

障第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の
導入モデル事業費補助金額の確定通知書

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額 _____ 円

様式第6号

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 成果報告書

・生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、原則、事業完了年度の翌年度の4月中に提出すること。

事業所名 / 施設名	
事業種別	
法人名	
モデル事業の実施責任者	
連絡先	

事業実施の背景・目的	
------------	--

生産設備の 導入による効果	
------------------	--

生産設備を導入した内容	導入による定量的な効果 ※一ヶ月あたりの平均的な効果を記載すること		
	導入前	導入後	効果

利用者の声(概要)	生産設備を導入したことによる利用者の声(詳細)

取り組みを行ってみて	(総括的)所見

様式第 7 号

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
事業所名
代表者名 印

財産処分承認申請書

山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

様式第 8 号

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
事業所名
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金について、山梨県障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額（3－2）

添付書類

・ 消費税及び地方消費税の確定申告書 等